

けんぽQ & A

Series38

Q 被保険者の妻ですが、この度再就職することができ、就職先の健康保険に加入することとなりましたが、今までの保険証カードはこちらで破棄してよいですか？

A いいえ、破棄はしないで当健康保険組合へ返還をお願いいたします。

まずは、再就職先の健康保険証（カード）のコピーを撮ってください。

次に、当健康保険組合の被扶養者からはずれなければなりませんので、当健康保険組合独自の「被扶養者（異動）届」を申請書一覧より印刷していただき、必要事項を記入・捺印のうえ、当健康保険組合の健康保険証カードの現物（奥様分）と再就職先の健康保険証（カード）の写しを添付の上、被保険者の会社の人事部・総務部に送付いただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、再就職先の資格取得日をもって、当健康保険組合の被扶養者からはずれる日となりますので、資格取得日以降に当健康保険組合の被扶養者として、医療機関にかかる医療費につきましては、当健康保険組合から請求させていただきますのでご了承ください。

被扶養者（異動）届は下記ホームページ「申請書一覧」より印刷。

<http://hyogotoyota-kenpo.or.jp/>